



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	2
配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則	（ " ）	3
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	6

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

- (1) 租税特別措置法の改正に伴う規定の整理（別表第2・別表第3関係）
- (2) 行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

- (1) 借受人は、自立支援金の償還について履行延期の特約をすることを求めるときは、配偶者等からの暴力被害者自立支援金の償還に係る履行延期承認申請書を提出しなければならないこととした。（第9条・様式第6号関係）
- (2) 借受人は、正当な理由がなく自立支援金を償還すべき日までに償還しなかったときは、民法に規定する法定利率により算定した履行の遅滞に係る損害賠償金を納付しなければならないこととした。（第11条関係）
- (3) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

行政不服審査法の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規**則**

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第31号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2(2)及び別表第3備考2(2)中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則別表第2及び別表第3の規定は、平成28年4月分以後の費用徴収について適用し、同年3月分以前の費用徴収については、なお従前の例による。

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第32号

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則の一部を改正する規則

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則（平成20年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第1項」を「同法第1条第1項」に改める。

第10条を削る。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に、「し、その承認を受けなければ」を「しなければ」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（履行延期の特約）

第9条 借受人は、自立支援金の償還について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6に規定する履行延期の特約をすることを求めるときは、配偶者等からの暴力被害者自立支援金の償還に係る履行延期承認申請書（様式第6号）に履行延期の事由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第12条を第13条とする。

第11条中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（履行遅滞に係る損害賠償金）

第11条 借受人は、正当の理由がなく自立支援金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率により算定した履行の遅滞に係る損害賠償金を県に納付しなければならない。ただし、その額の合計が1,000円未満であるときは、この限りでない。

様式第2号中「さきに」を「 年 月 日付で」に改める。

様式第5号中

「

貸付決定年月日	年 月 日
---------	-------

」

を

「

資金の内容	資金
貸付決定年月日	年 月 日

」

に改める。

様式第7号中「（第11条関係）」を「（第12条関係）」に、「第11条の」を「第12条の」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「返還の債務」を「返還債務」に、「第9条の」を「第10条の」に、

「1 借用金額

円

2 返還未済額 円

3 免除を受けようとする額 円 を

4 免除を受けようとする事由

5 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類 」

「1 資金の内容 資金

2 借用金額 円

3 返還未済額 円

4 免除を受けようとする額 円 に改め、同様式を様式第7号とし、様式第5号の次に

5 免除を受けようとする事由

6 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類 」

次の1様式を加える。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

島根県知事 様

借受人 住所
氏名

印

配偶者等からの暴力被害者自立支援金の償還に係る履行延期承認申請書

貸付けを受けた標記支援金の償還に係る履行延期の承認を受けたいので、配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本償還計画に違反して 3 回以上償還を怠り、かつ、その金額が 50,000 円に達したときは、当然に期限の利益を喪失し直ちに債務を返済することを誓約します。

記

資 金 の 内 容	資 金	
履行延期申請金額	円	年 月 日から 年 月 日まで の償還分
履 行 延 期 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月間)	
各月の納付予定額	円	
分割納付期間最終月の 予 定 残 額	円	
履 行 延 期 の 事 由		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則第11条の規定は、同条に規定する履行の遅滞に係る損害賠償金のうち平成28年 4 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和27年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第11号、様式第15号及び様式第16号の 3 中「60日」を「3か月」に改める。

様式第16号の 5 を次のように改める。

様式第16号の5 (第17条の3関係)

高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



年 月 日に申請のありました高額障害児入所給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

入所給付決定 保護者氏名		入所受給 者証番号												
入所給付決定に 係る児童氏名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス 利用月	年 月 分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関						
	口座種目						
	口座番号						
	口座名義人						

不服申立て及び取消訴訟

- この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

問合せ先

島根県 児童相談所 住所

電話番号

様式第17号の4中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。